

「中小企業等の経営強化に関する基本方針」 改正の概要

2019年6月
中小企業庁

中小企業等の経営強化に関する基本方針の改正について

- 基本方針は、中小企業等経営強化法に基づく各制度について内容等を定めると同時に、各認定制度の認定基準としても機能。（改正の際は、産業構造審議会に諮る。）
- 今回は、以下の点について、御審議いただきたい。

中小企業等経営強化法における基本方針の改正内容

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項【新設】

改正法案成立後新設

社外高度人材活用新事業分野開拓について【新設案】

- 社外の高度人材を活用して行う事業計画を作成し、**主務大臣が認定**。認定計画に従って事業に従事する**社外の高度人材へのストックオプションの付与に関して税制優遇措置を適用**する等の支援を行う。
- 改正法案において社外の高度人材を活用して行う事業計画の認定制度を新設することに伴い、基本方針に以下3点を規定。

①社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項

- 新事業活動の内容（**新商品の開発等**であること、**個々の事業者にとって新たな事業活動**であること等を規定）
- 新事業分野開拓の内容（**新事業活動によって、市場において事業を成立させること**を指す。）

②社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

- 知識又は技能（**製品・役務の開発等**に資すること・**事業や販路の拡大**に貢献すること・**ガバナンス体制構築**等に貢献すること等）
 - 活用の態様（**雇用以外の方法で、業務委託契約等の契約に基づく活用方法**である旨の規定）
- ※ 社外高度人材について中小企業等経営強化法施行規則で定める要件
- ①国家資格を保持 ②博士の学位を保持 ③高度専門職の在留資格を保持 ④上場企業等での役員経験
 - ⑤成長分野の先端的な人材育成事業を修了 ⑥過去に一定規模の製品又は役務の開発に従事又は管理
- （上記①～⑥のいずれかに加え、2～3年程度の実務経験を求める方向で検討中）

③社外高度人材活用新事業分野開拓に当たって配慮すべき事項

- 制度普及、書類の簡素化 等